

市有財産（唐松地内宅地）一般競争入札 入札条件

入 札 物 件 市有財産（唐松地内宅地）

最低売払い価格 ￥1, 093, 905円

入札は、次により行います。なお、本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び新見市契約規則の定めによって処理します。

（入札の代理）

第1 代理人をもって入札に参加しようとするときは、入札前に必ず委任状を提出してください。なお、代理人は2人以上の入札者を代理することは出来ません。また、入札者は、他の入札者の代理人となることはできません。

（入札保証金）

第2 入札者は、受付時に入札保証金として、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により納付してください。

2 入札保証金は、落札者を除き、保証金納付時に交付した仮領収書と引き換えに、入札終了後速やかに返還します。

3 落札者の入札保証金は、契約締結時に必要な契約保証金の一部に充当します。

（入札書の様式及び記入方法）

第3 入札者は、受付時に市が交付する所定の入札書を使用してください。

2 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）を記入の上（代理人の場合はこの下に代理人の住所氏名を併記の上）押印（代理人による場合は代理人の印）するものとし、入札金額の記載は、算用数字を使い最初の数字の前に「¥」を記入してください。記入にあたっては、万年筆又はボールペンを使用してください。

3 入札書の文字の訂正、抹消の箇所には押印してください。ただし金額の訂正はできません。

（入札の拒否及び退場命令）

第4 入札者又は代理人が次の一に該当するときは、入札を拒否し退場を命じます。

（1） 談合をなし、又はなしたと認める場合

（2） その他不適当な事実があった場合

（提出済みの入札書）

第5 提出された入札書は、書き換え、引き換え又は撤回を行うことはできません。

（入札の無効）

第6 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

（1） 入札の参加することができない者がした入札

（2） 第4に該当する者がした入札

（3） 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足した者がした入札

（4） 代理人による入札の場合において委任状を提出しない者がした入札

- (5) 入札条件書に記名押印のない者がした入札
 - (6) 文字の訂正に訂正印がなく、又は入札書の金額、氏名、印影及び重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
 - (7) 同一の入札について、同時に2以上の入札をした者の入札
 - (8) 2人以上の入札者を代理した者がした入札
- (開札)

第7 開札は、入札者又は代理人の面前で直ちに行います。この場合、入札者または代理人が開札時に立会していなかったことを理由に異議の申し立てをすることはできません。

(落札者の決定)

第8 入札は、予定価格以上の最高金額の者をもって落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(再度入札)

第9 開札の結果、予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、入札執行者が必要と認めたときは、入札を中止することがあります。

(落札の取り消し)

第10 次の各号の一に該当するときは、落札を取り消します。

- (1) 落札者が指定期間内に契約を締結しないとき。
- (2) 落札後、入札参加資格に欠け又は欠けたことを発見したとき。
- (3) 落札後、第6に該当する入札であったことを発見したとき。

(入札保証金の市への帰属)

第11 入札保証金は次の各号の一に該当するときは、市に帰属します。

- (1) 落札者が落札を辞したとき。
- (2) 第10により落札を取り消したとき。

(契約の締結及び契約保証金の納付)

第12 落札者は、落札決定の日から14日以内に契約を締結しなければなりません。

契約を締結しない場合は、第10及び第11に定めるところにより落札は無効となり、入札保証金は市に帰属します。

2 契約締結の際、契約保証金として、契約金額の100分の10以上に相当する額を現金により納付してください。なお、第2の3に定めるところにより入札保証金をこの契約保証金の一部に充当します。

3 契約は、所定の契約書を作成し、市、落札者双方が記名押印したときに成立します。

4 落札者以外の名義人とは、契約を締結しません。

(売買代金の納入)

第13 売買代金（契約保証金を差し引いた残額）は、契約締結時から30日以内に納付してください。

2 納入期限までに売買代金が完納されないときは、契約を解除します。この場合契約保証金は市に帰属します。ただし、市が特に認めた場合は所定の遅延料を付加して納入期限を延長することがあります。

(登記手続)

第 14 所有権の登記手続は、売買代金完納後、市が行います。ただし、この登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。